

2014年3月24日

「病床転換型居住系施設」の設置に反対する声明

特定非営利活動法人
全国精神障害者地域生活支援協議会 [あみ]

3月7日付厚生労働省告示「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」において、「地域の受け皿づくりの在り方や病床を転換することの可否を含む具体的な方策の在り方」について検討をすることが示された。

本指針の検討過程においても、当会より委員として参加し発言を続けてきたところであるが、あらためて、病床を転換し新たに「居住」の場を設置することについて反対を表明する。

記

精神病床を、精神障害のある人にとっての新たな居所としていかに改造しようとも、名前を変えた新たな収容先として機能することに変わりはない。入院治療の必要でなくなった人を入院させ続けること、障害のある人を特定の施設へ収容し続けることは、人権侵害以外のなにものでもない。

求められるべきは、入院治療の必要でない人たちに、障害のない人たちと同様の生活の場を保障することである。すなわち、精神科病院の敷地ではなく、一般の人々が暮らす地域の中に住まいを確保することである。

以上